

春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条</p> <p>2</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を<u>含む</u>。<u>第14条第2項において同じ</u>。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子</u></p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>孫</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第14条</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの<u>子</u>（<u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u>）であつて、当該職員が<u>現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）第2条の2に規定する者を含む。</u>）を養育</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条</p> <p>2</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を<u>含む</u>。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子及び孫</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第14条</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの<u>子</u>を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）<u>又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）以下この項において同じ。）</u>、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある<u>者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。</u>）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、</p>

するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。